

## ○茨城大学研究ライセンス及びライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許のライセンスに関するポリシー

(平成23年11月24日学長裁定)

茨城大学（以下「本学」という。）は、「茨城大学知的財産ポリシー」（平成17年3月17日学長裁定）において『地域における学術文化の拠点として、知の創造をめざす学術研究活動を推進するとともに、その成果である知的財産（教育研究活動により生ずる有形、無形の成果物）の創出と活用をとおして社会の持続的な発展に貢献する』ことを掲げ、『知的財産を活用した地域を主とする社会貢献』を知的財産活動の基本理念としている。

この理念のもとに、本学は、教育研究活動の過程で創造される知的財産権の使用の円滑化と社会への還元を促進するため、以下にライセンスポリシーを定める。

### 1 研究ライセンスの供与及び条件

本学は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく本学所有の知的財産権について、他の大学等から非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾を求められた場合、研究戦略上の支障がある場合を除き、当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて研究ライセンスを供与するものとする。

当該研究ライセンスに対する対価は、原則としてロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティとする。

### 2 ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許ライセンスの供与及び条件

本学は、本学が所有するライフサイエンス分野のリサーチツール特許について、他者から、研究段階において使用するための許諾を求められた場合、研究戦略上の支障がある場合を除き、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与する。

リサーチツール特許に対する非排他的なライセンスの対価は、当該特許が政府資金を原資とする研究開発によるものか否かを考慮に入れ、使用の円滑化が図られる合理的なものとする。特に、他者が大学等である場合、大学等の学術振興の観点から、無償とする。

### 3 ライセンスに伴う研究開発成果有体物の提供

本学が所有する研究開発成果有体物について提供の求めがあった場合は、「茨城大学研究成果有体物取扱規程」（平成23年規程第18号）の定めるところにより取扱う。

### 4 本学研究者の異動先における研究継続を目的としたライセンスの供与

本学は、本学の研究者が他の大学等に異動した場合において、異動先での研究継続を目的としてライセンスの許諾・研究開発成果有体物の提供が求められた場合、求めに応じて速やかに供与・提供する。

本ポリシーで使用されている用語の定義は、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針（平成18年5月23日総合科学技術会議）」及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針（平成19年3月1日総合科学技術会議）」に基づくものとする。

## 附 則